

公共職業能力開発施設等における 外国人留学生等に対する訓練実施手続の明確化 (平成31年3月26日 職業能力開発促進法施行規則改正)

規制改革の内容

特例措置前

公共職業能力開発施設等は、外国人留学生等に対して、職業訓練等に「準ずる訓練」を行うことができるが、その運用方針が不明確なため、技能照査の受験資格や職業訓練の修了資格において、不利な扱いを受ける懸念があった、

特例措置

「準ずる訓練」を行う際の運用方針を明確化

効果

外国人留学生等が不利な扱いを受ける恐れを取り除き、専門性・技能を有する人材の育成が促進。

規制改革の概要

「準ずる訓練」の 運用方針が不明確

職業訓練の修了資格を
取得できるのか。

技能照査の受験資格があるのか。
「技能士補」と称することができる
のか。

技能検定の受験資格
である経験年数等が
緩和されるのか。



受験資格・修了資格にお
いて、不利な扱いを受け
る可能性がある。

「準ずる訓練」の 運用方針を明確化

訓練課程の修了要件を
満たせば、修了証書が交付。

「準ずる訓練」を受ける者は、
技能照査を受けることができ、
合格者は「技能士補」と称する
ことができる。

修了した職業訓練等の訓練課
程に応じ、技能検定の受験資
格や試験免除規定が適用。



専門性・技能を有する
外国人材の育成促進

外国人材の技術者の育成が促進されることで

- ➡ 人材不足の解消
- ➡ 企業の国際競争力の強化

